

和歌山県警察ホームページ運用管理要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和2年3月13日 務第16号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、和歌山県警察ホームページの運用管理要綱を別記のとおり定め、平成30年3月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別記

和歌山県警察ホームページ運用管理要綱

第1 趣旨

この要綱は、和歌山県警察広報規程（平成16年和歌山県警察本部訓令第40号。以下「広報規程」という。）に基づき、和歌山県警察がホームページを運営するに当たって必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

1 和歌山県警察ホームページ

警務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）がインターネット上に開設する和歌山県警察唯一の公式サイト（以下「県警察ホームページ」という。）をいう。

2 コンテンツ

県警察ホームページ上において、取り扱われる文章、写真、絵画、音声、動画等を内容とする伝達情報又はその作品をいう。

第3 基本方針

県警察ホームページの管理及び運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 県警察ホームページの有用性を認識し、広報媒体として積極的な活用に努めること。
- 2 関係部門相互の緊密な連携による円滑な管理・運用に努めること。
- 3 県警察ホームページの内容を把握し、定期的に更新及び削除を行うとともに、その内容については、時機を失することのないよう適時・適切な内容となるよう努めること。
- 4 県警察ホームページの広報効果を踏まえた利用者の利便性の向上に努めること。
- 5 不正アクセス及び不正プログラム、コンテンツの脆弱性混入防止等の安全対策に配慮した管理及び運用に努めること。

第4 管理体制

1 運用管理者

- (1) 広報県民課に運用管理者を置き、広報県民課長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、県警察ホームページの管理に関する事項を総括するとともに、指導の事務を行う。

2 副運用管理者

- (1) 広報県民課に副運用管理者を置き、広報県民課広報室長又は広報官をもって充て

る。

- (2) 副運用管理者は、運用管理者の命を受け、県警察ホームページの運用に関する円滑な運用、適正な管理、各所属との連絡調整等に関する事務を統括する。

3 運用担当責任者

- (1) 運用管理者は、運用管理者の任務を補佐させるため、広報県民課広報室を担当する警部（警部相当職を含む。）又は警部補（警部補相当職を含む。）を運用担当責任者に指定する。
- (2) 運用担当責任者は、県警察ホームページの作成に関する技術支援、指導等を行うものとする。

4 利用所属における運用・管理

県警察ホームページを利用して広報活動を行う所属（以下「利用所属」という。）の広報責任者（広報規程第6条に規定する広報責任者をいう。）は、当該所属における県警察ホームページの適切な運用、管理等に当たること。

第5 県警察ホームページの運用管理

1 コンテンツの作成及び変更

利用所属は、県警察ホームページに新たに記事を掲載し、又は掲載した記事を変更しようとするときは、自所属においてコンテンツを作成するものとする。

2 コンテンツの掲載手続き等

コンテンツの新規掲載、変更及び削除の手続は、次の要領による。

- (1) 利用所属の長は、運用管理者に対し、コンテンツの新規掲載、変更又は削除に係る承認を申請すること。この場合において、利用所属の長は、作成したコンテンツを別に定める手続により運用管理者に提出すること。
- (2) 運用管理者は、(1)の申請に係るコンテンツの内容が警察広報として掲載することが適当であると認めるとき、又は変更若しくは削除をする必要があると認めるときは、別に定める掲載手続をとること。

3 県警察ホームページの安全対策

運用管理者は、県警察ホームページに掲載しているコンテンツを随時点検し、不正なアクセス、不正プログラム及び障害等の発見に努めるとともに、これらを認知した場合は、直ちに警務部情報管理課長に通報しなければならない。

第6 所属のホームページの開設制限

所属長は、原則として県警察ホームページ以外の所属独自のホームページを開設してはならない。ただし、警察本部長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

第7 情報の分類

県警察ホームページに係る情報の分類については、機密性1（低）、完全性1（低）及び可用性1（低）とする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、県警察ホームページの運用に関し必要な事項は、別に定める。